

令和5年2月9日

お客さま各位

加茂信用金庫

信金ギャランティ株式会社保証付カードローン契約規定等改定について

平素より、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では令和5年2月10日（金）より、信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「しんきんきゃつする」のご融資対象年齢及び契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承下さい。

記

1. 改定日

令和5年2月10日（金）

2. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン契約規定【新旧対照表①～③】
- (2) 利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書【新旧対照表④】
- (3) 保証委託約款【新旧対照表⑤】
- (4) 信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項【新旧対照表⑥～⑧】

2. 主な改定事項

- (1) 新規貸越期限の変更
- (2) 新規貸越停止条件の変更
- (3) 期限の利益喪失条件の変更
- (4) 信用情報機関への登録・利用の変更

以 上

カードローン契約規定 新旧対照表①

	新	旧
カードローン 契約規定	<p>第2条 (新規貸越期限)</p> <p>3. 新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行われなことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>第4条 (新規貸越の停止)</p> <p><u>④借主が死亡したとき。</u></p> <p>第10条 (期限前の全額返済義務)</p> <p><u>削除</u></p>	<p>第2条 新規貸越期限)</p> <p>3. 新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行われなことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>第4条 (新規貸越の停止)</p> <p><u>新設</u></p> <p>第10条 (期限前の全額返済義務)</p> <p><u>⑥借主に相続の開始があったとき。</u></p>

利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書 新旧対照表②

	新	旧
利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書	顧客記入欄	顧客記入欄
	新規貸越期限 満 <u>70</u> 歳の誕生日の属する月末まで	新規貸越期限 満 <u>66</u> 歳の誕生日の属する月末まで

保証委託約款 新旧対照表③

	新	旧
保証委託約款	<p>第6条 (求償権の事前行使)</p> <p><u>削除</u></p> <p>④弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑦その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p>	<p>第6条 (求償権の事前行使)</p> <p>④<u>相続の開始があったとき。</u></p> <p>⑤弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑧その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p>

【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表④

	新	旧
	<p>第3条 (信用情報機関への登録・利用)</p> <p>契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、金庫および保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。転居先の調査は全国銀行個人信用情報センターに限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。</p>	<p>第3条 (信用情報機関への登録・利用)</p> <p>契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、金庫および保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。転居先の調査は全国銀行個人信用情報センターに限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。</p>

【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表⑤

	新				旧			
	登録情報	登録期間			登録情報	登録期間		
		全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー		全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所（全国銀行個人信用情報センターのみ本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	氏名、生年月日、性別、住所（全国銀行個人信用情報センターのみ本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	
契約内容（契約種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額など）および返済状況（入金日、入金予定日、残高、完済日、延滞、延滞解消など）に関する情報	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内（債務の返済を延滞した事実に係る情報は契約期間中および契約終了後5年間）	契約内容（契約種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額など）および返済状況（入金日、入金予定日、残高、完済日、延滞、延滞解消など）に関する情報	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内（債務の返済を延滞した事実に係る情報は契約期間中および契約終了後5年間）	
取引事実（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡など）に関する情報	—	契約継続中および契約終了後5年以内（債権譲渡の事実に係る情報は発生日から1年以内）	—	取引事実（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡など）に関する情報	—	契約継続中および契約終了後5年以内（債権譲渡の事実に係る情報は発生日から1年以内）	—	
加盟する信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内	当該照会日から6ヵ月間	加盟する信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内	当該照会日から6ヵ月間	
削除	削除	—	—	不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 7年 を超えない期間	—	—	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10年 を超えない期間	—	—	

【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表⑥

	新				旧			
	登録情報	登録期間			登録情報	登録期間		
		全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信 用情報機構	株式会社シー・アイ・シー		全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信 用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
登録情報に関する 苦情を受け、調査 中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間	当該調査中の期間	登録情報に関する 苦情を受け、調査 中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛 失・盗難、貸付自 粛等の本人申告情 報	本人から申告のあつ た日から5年を超えな い期間	登録日から5年以 内	登録日から5年以内	本人確認資料の紛 失・盗難、貸付自 粛等の本人申告情 報	本人から申告のあつ た日から5年を超えな い期間	登録日から5年以 内	登録日から5年以内	